

この度の台風 11 号により被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。平成 26 年 10 月 10 日（金）徳島新聞 朝刊 6 面「読者の手紙」欄に掲載された『ダムただし書き要領廃止を』に関し注釈を付して説明致します。

『ダムただし書き要領廃止を』

（本 文）

8 月の台風 11 号は那賀川流域に大きな爪痕を残した。水害の主な原因は長時間の豪雨によるところが大きい。が、那賀川唯一の洪水調節機能を持つ長安ロダムの**不適切な操作も問題に**しなくてはなるまい。

国土交通省によると、同ダムの洪水調節容量は、1096 万トンで、操作はダム操作規則 16 条に基づくことになっている。しかし、5 年前の平成 21 年 8 月の台風で支流の坂州木頭川があふれ民家（旧木沢村）が全壊する被害が起きたため、国交省は**急きよ同年 11 月、「長安ロダムただし書き操作要領」を出した。**

ダムの洪水調節は、予備放流を始める水位の標高 219.7 メートルから上限水位の同 225 メートルまでで行うが、**この上限水位を 222.7 メートルに下げるものだ。つまり洪水調節容量を約 600 万トンに低下させたわけだ。**

ただし書き操作要領には「ダム湖周辺地域の浸水対策が完了するまでの間適用」と明記してあり、**水没被害地域の家屋は 2 年前に移転を完了した。**しかし要領はそのままにされ、台風 11 号による被害を被ることになったと考えられる。

台風 11 号に襲われた 8 月 10 日のダムの 10 分ごとの操作資料を見ると、10 日午前 8 時 10 分のピーク流入量の毎秒 5675 トンに対し、最大毎秒 218 トンのカットしかできなかったことがこれを証明している。

（注 釈）

台風 11 号時の長安ロダムの操作は操作規則に則った操作を実施しており、問題はないと考えています。

平成 19 年 7 月に策定された「長安ロダムただし書き操作要領」の変更を行いました。

洪水毎に洪水調節容量が、1096 万トンを越えるかどうかを判断する貯水位を 224.5 メートルから 222.7 メートルに変更したものであり、洪水調節容量は、219.7 メートル（予備放流水位）から 225.0 メートル（洪水時最高水位）までの 1096 万トンに変更はありません。

国土交通省管理区間の十二社地区につきましては、平成 21 年に浸水被害が発生した家屋の移転を平成 23 年 3 月までに完了しましたが、徳島県管理区間の平谷地区については、現時点では家屋移転は完了しておりません。

ただし書き操作をしなければ毎秒800トンのカットができたはずで、那賀町和食地区の床上浸水は100戸近く減らすことができたのではないかと。

今回の台風11号で必要となる洪水調節容量は、長安口ダムは洪水調節容量1096万トンを超えて容量となり、洪水調節の継続が行えず、放流量を流入量に近づけるただし書き操作を行ったものです。

試算では、現在の洪水調節容量の1.5倍の約1700万トンの容量が必要でした。

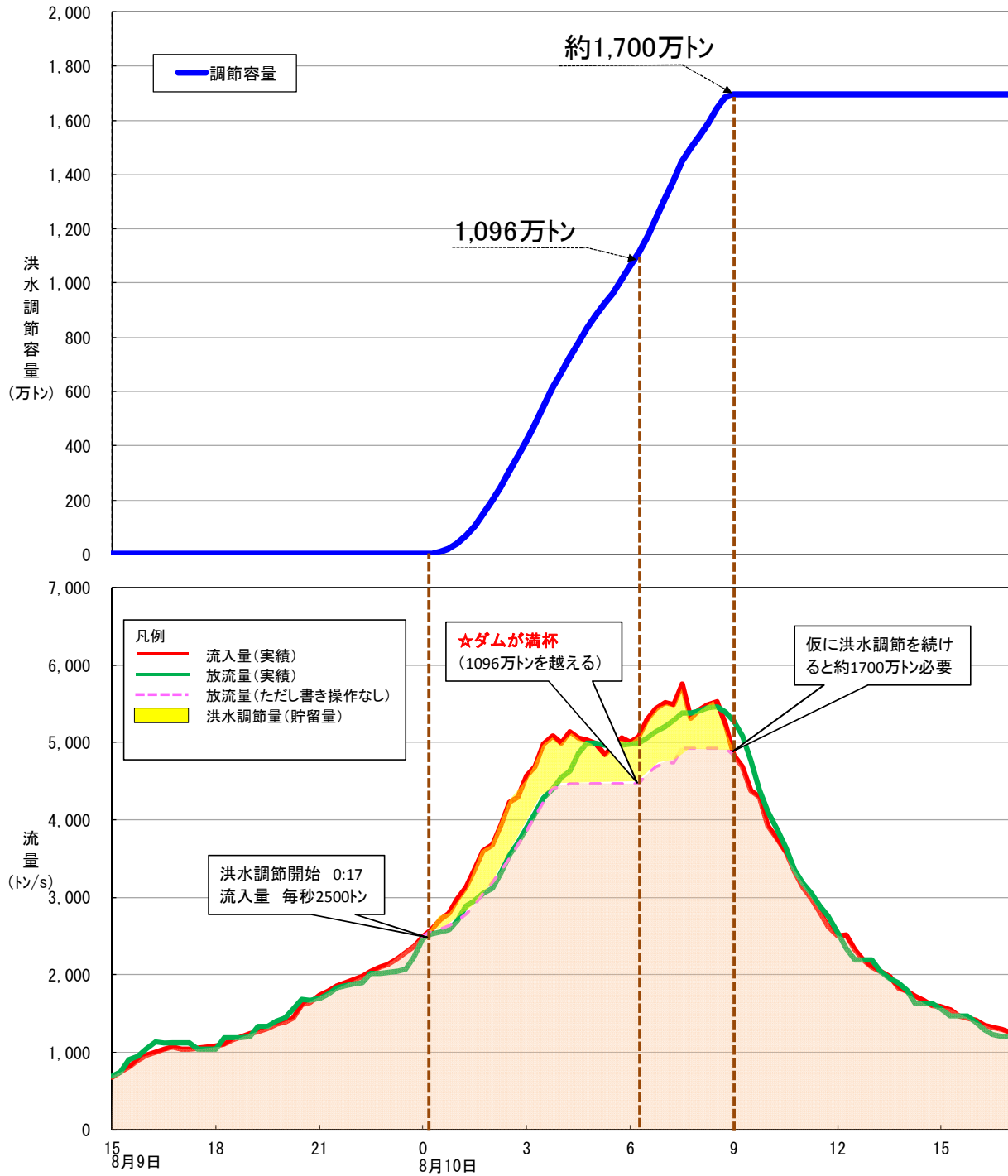
台風はまた来る。ただし書き要領の廃止は焦眉の急だ。

ただし書き要領は、ダム計画規模を越えた洪水が発生した際に必要となるものであり、廃止することはありません。

また、長安口ダム操作規則については、国土交通省や徳島県で実施するダム改造事業やダム湖周辺地域及び下流無堤部の整備の進捗により段階的に見直す予定で、それぞれの事業が早期に完成するよう徳島県と調整を行って参ります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

台風11号で必要となる洪水調節容量



【説明】

- 台風11号で「ただし書き操作」をせず、洪水調節を続けると、8月10日午前6時過ぎには洪水調節容量である1096万トンを越えることになります。
- 台風11号で洪水調節を続けるためには、約1700万トンの洪水調節容量が必要となります。
- 洪水調節容量を超える洪水をダムに貯めることはできないことから「ただし書き操作」を廃止することはありません。